

商工会の会員加入について

商工会は、「商工会法」に基づき設立された地域の総合経済団体です。

主な事業活動として、地域の事業者の経営相談・支援を行う「経営改善普及事業」や地域活性化のための「地域総合振興事業」に取り組んでいます。

商工会の活動をご理解頂き、会員に加入されることをご検討頂きますようお願いいたします。

商工会に加入すると以下のような各種サービスが受けられます。

① 経営相談

- ・ 経営に関する様々なご相談をお受けします。
- ・ 会員相互の交流等により、事業機会の創出・拡大ができます。
- ・ 創業・経営革新・事業承継の相談支援をします。

② 専門家派遣事業

- ・ 顧問弁護士による法律相談を行います。
- ・ 専門家をあなたの事業所へ派遣します。
- ・ 企業診断を行います。

③ 金融相談

- ・ 緊急に資金が必要な時の小口融資の相談・斡旋をします。
- ・ 無担保・無保証人・低利のマル経融資の相談・斡旋をします。
- ・ 低金利の制度融資の相談・斡旋をします。

④ 税務相談

- ・ 決算・確定申告の相談ができます。
- ・ 低料金で記帳を行います。

⑤ 労務対策

- ・ 労働保険事務組合に加入でき、事務の代行を低料金で行っています。
- ・ 表彰事業を行っています。

⑥ 各種講習会

- ・ 各種検定試験が受けられます。
- ・ 技能講習が受けられます。
- ・ 経営に役立つ各種講演会の開催をします。

⑦ 情報化支援

- ・ ITの活用支援及び情報交換を行っています。
- ・ 会報誌・各種施策情報誌を届けます。

⑧ 各種共済制度

- ・ 事業主の退職金制度に加入できます。
- ・ 従業員の退職金制度に加入できます。
- ・ 団体扱いの適用で保険料が安くなります。
- ・ 商工貯蓄共済で大きな安心。
- ・ 会員福祉共済があなたの生活を守ります。
- ・ 各種共済制度が充実しています。
- ・ 倒産防止特別相談が受けられます。

⑨ 地域振興

- ・ 商店街の振興と地域貢献を推進しています。

⑩ 販売促進

- ・ 商工会館や備品を使用できます。
- ・ イベント時にお店（企業）や特産品のPRができます。

⑪ その他

- ・ 青年部、女性部活動に参加して自己啓発や地域との絆を深めることができます。

◎加入金徴収基準及び払込みの方法

1. 加入金徴収基準

区 分	金 額 (円)
商工会加入金	0

2. 加入金払込みの方法：なし

◎会費徴収基準

1. 会費徴収基準

区 分	金 額 (円/年)	備 考
法 人 会 費	18,000	月額1,500円
個 人 会 費	12,000	月額1,000円

① 会費の払込みの方法

- ・ 現金の場合は、一括又は分割（年2回）払いにて納入
- ・ 口座振替の場合は、指定金融機関より年2回 口座振替にて納入

② 会費の納期

6月・12月の月末

◎手数料徴収基準

区 分		手 数 料 (消費税相当を含む)		備 考	
記帳関係	記帳機械化	3,000円/月		白色(申告のみ)の手数料:5,000円 譲渡の場合の加算額:10,000円 会員外の加算額:12,000円とする。	
	システム指導手数料(システム利用料を含む)	加入料5,250円/利用開始時 年額31,500円/1事業所			
	償却資産申告	1,500円/件 ※会員に限る			
	年末調整事務	1,500円/人 ※会員に限る、但し、再発行、修正手数料を含む			
	消費税申告事務 (消費税の申告は、所得税申告委託者に限る)	簡易課税	8,000円/件		
		本則課税	8,000円/件		
	決算指導 (特前所得にて区分)	50万円未満	9,000		
		50万円以上~100万	11,000		
		100万円以上~150万	13,000		
		150万円以上~200万	14,000		
		200万円以上~250万	17,000		
		250万円以上~300万	20,000		
300万円以上~350万		28,000			
350万円以上~400万		33,000			
400万円以上~450万		38,000			
450万円以上~500万		44,000			
500万円以上	45,000				

◎前払い式証券取扱い事務手数料

取扱い事務手数料	備 考
前払い式証券換金額の1パーセント	換金時に納入

◎労働保険関係事務手数料

区分	手 数 料 (消費税相当額を含む)	
労 働 保 険 関 係	(1) 新規委託料	
	会 員	1,000円
	会員外	12,000円
	(2) 年間事務委託料	
	① 適用事業	
	1人～5人	6,000円
	6人～10人	9,600円
	11人～15人	15,600円
	16人以上	24,000円
	会員外	上記金額に個人は12,000円、法人は18,000円を加算する。
	<p>但し、一元適用事業所については、員数の多い方で徴する。また、複数の末尾を持つ事業所については、員数の多い方で徴する。</p> <p>なお、年度途中での加入者は、その時点の従業員数を基に、加入月から月割りで徴する。</p> <p>② 二元適用事業所の建設業（現場）に限り、労災保険事務委託手数料年額6,000円を徴する。更に、労災保険事務委託のみで会員以外の場合、個人は12,000円、法人は18,000円を加算する。なお、年度途中での加入者は、加入月から月割りで徴する。</p> <p>(3) 労災保険特別加入については、1人当たり事務委託手数料1,200円を徴する。なお、年度途中での加入者は、加入月から月割りで徴する。</p>	